

産業廃棄物処分（中間処理）委託契約書

収 入

印 紙

排出事業者： _____（以下「甲」という。）と、
処理業者： 出雲土建 株式会社（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： _____から排出される産業廃棄物の処理に関し
て次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」およびその他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処理に関する事業範囲

〔産業廃棄物中間処理〕

許可都道府県 : 島根県
許可の有効期限 : 平成34年8月19日
事業区分 : 破碎
産業廃棄物の種類 : 木くず
許可の条件 : 特になし
許可番号 : 3220022287

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処理を委託する産業廃棄物の種類、数量及び契約単価は、次のとおりとする。

種類 : 木材（木製廃パレット、木製廃木型、他）
数量 : t / 月
単価 : 0 円 / t

3.（処理の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処理する。

事業場の名称 : 出雲土建株式会社 イズモ環境テクノセンター
所在地 : 島根県出雲市下古志町 1819-35
再生の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 126.8 t / 日

4. (最終処分または再生処理の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

I.乙での再生品目

再生品目	売却先等	売却先の所在地	利用方法
再生チップ	出雲カーボン株式会社	島根県出雲市下古志町 1819-121	木炭原料

II.乙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先NO(許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考
無し						

III.乙からの最終処分(委託)先 安:安定型埋め立て処分場、管:管理型埋立処分場
遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先NO(許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
無し				安・管・遮		
				安・管・遮		

IV.乙からの再中間処理(委託)先及び、その後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先NO(許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
無し							

5. (収集・運搬)

当該産業廃棄物の収集・運搬は_____が行い、その経費は甲が負担する。

乙の処理場所での荷降ろしに必要なフォークリフト等の機材は乙が無償で提供する。

ただし機材の取扱いは法令に基づいた適任者が行うものとし、不履行により災害が発生した場合は甲が一切の責任を負う。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

オ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、「廃棄物データシート」に記載した情報に変更があった場合は、速やかにこれを改訂し、乙に対し再提供する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ「廃棄物データシート」に定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
4. 甲または乙が当該廃棄物に関し行政より法的処分、あるいは改善勧告等を受けた場合はその内容について速やかに他方に通知する。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処理の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に当該廃棄物に起因する損害が発生した場合は、甲乙双方の協議のうえ、応分の負担をする。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票に代える。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努

力する。

第9条（処分料・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分料は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 契約単価の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分料について消費税が発生する場合は、甲が負担する。

第10条（処分料の支払い方法）

甲は産業廃棄物の処分料が発生する場合は現金にて支払を行うものとする。

第11条（処理重量の計測）

マニフェストに記入する産業廃棄物の処理重量は、甲が甲の敷地内に所有する計量機により計測する。

処分料の算出に用いる産業廃棄物の処理重量は、乙が乙の敷地内に所有する計量機により計測する。

両者に差異が大きいと認められる場合は、甲乙両者にて協議する。

第12条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定める。第3条第2項の場合も同様とする。

第13条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第14条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処理の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

乙の義務違反により甲に損害が発生した場合は、甲はその賠償を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

甲の義務違反により乙に損害が発生した場合は、乙はその賠償を請求することができる。

さらに乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(3) 前項以外の場合は、甲乙ともに法令の定める処により処理する。

第15条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

_____ ⑩

乙

島根県出雲市知井宮町138番地3

出雲土建株式会社

代表取締役

石 飛 裕 司

⑩